

週刊 鈴木会計 F A X 通信

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報

〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3
TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500
URL : <http://www.szk-accounting.jp>

発行日2018年 8月20日(月)

今週のことば

日本ワイン

国内製造されたワインのうち、国産ぶどうのみを原料としたものは、ラベル(原材料等を記載した一括表示欄)に「日本ワイン」と表示するルールが10月30日開始。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

8/20(月) 仏滅

21(火) 大安

22(水) 赤口

23(木) 先勝 処暑

24(金) 友引

25(土) 先負

26(日) 仏滅

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

8/13(月)	21,857 ▼441	110.18 △0.48
14(火)	22,356 △499	111.10 ▼0.92
15(水)	22,204 ▼152	111.33 ▼0.23
16(木)	22,192 ▼12	110.77 △0.56
17(金)	22,270 △78	110.70 △0.07

中小企業向け所得拡大促進税制について

30年度税制改正において、国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合に一定割合を税額控除できる所得拡大促進税制が改組され、30年4月以降に開始される事業年度(個人事業主は31年分)から適用要件等が変わりました。

◆ 中小企業向け制度の適用要件等

◎適用要件……適用年度における「継続雇用者」の給与等支給額が、前年度比で1.5%以上増加していることです。

なお、「継続雇用者」とは、前事業年度から適用年度までの全ての月分で給与等の支給を受けており、全ての期間で雇用保険の一般被保険者(高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者は除く)となっている方です。前年度または適用年度の途中で採用された方などは該当しません。

◎税額控除額……適用年度における「国内雇用者」の給与等支給額について、前年度からの増加額の15%を税額控除します。ただし、法人税額(個人事業主は所得税額)の20%が上限です。

なお、「国内雇用者」とは、継続雇用者に限定しない全ての国内雇用者が該当します(役員等は除く)。

◎上乗せ措置……継続雇用者の給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加しており、かつ、次の①または②のいずれかを満たす場合、税額控除額は前年度からの増加額の25%になります。

①適用年度の教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること

②適用年度の終了までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に進んでいること

■この記事の詳細は、情報BOX201531

国税の滞納残高は19連続で減少

国税庁が発表した「平成29年度租税滞納状況」によると、29年度において滞納整理した額(6595億円)が新規滞納額(6155億円)を上回ったため、国税滞納残高は8531億円となり、19年連続で減少しました。

なお、新規滞納額については、消費税が3633億円と全体の約60%を占め、税目別では13年連続で最多となっています。

税金の滞納が続いた場合、財産の差押えや換価(売却)といった滞納処分を受けることがありますので、納税資金を考慮した資金繰りが重要です。なお、国税を一時に納付することが困難な理由がある場合、猶予などが認められることがあります。

30年度地域別最低賃金の改定額を確認

30年度の地域別最低賃金について、中央審議会が示した目安額などを参考に、各都道府県の地方審議会が審議した改定額の答申が出揃い、23県が目安額を超える引上げとなりました。

これにより、すべての地域で24円以上(24~27円)の引上げとなり、答申された改定額の全国加重平均額は26円引上げの874円となります。

発効日は各都道府県で異なりますが、10月1日~6日までに発効される予定です。厚労省や労働局のホームページ等で確認しましょう。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

中小企業向け「所得拡大促進税制」の概要

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。平成30年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主は平成31年分）から制度が以下のように変更されます。

◆制度の概要（通常の措置）

◎適用要件

継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額と比べて1.5%以上増加していること。

* 継続雇用者とは、以下の全てを満たす者を指します。

①前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である。

②前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である。

③前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない。

* 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者に対する適用年度の給与等の支給額です。

* 継続雇用者比較給与等支給額とは、継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額です。

◎税額控除額

雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%を税額控除します。ただし、調整前法人税額（個人事業主は調整前所得税額）の20%が上限です。

* 国内雇用者とは、法人又は個人事業主の使用人のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特典関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。

* 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

* 比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

◆上乗せ措置の概要

◎適用の要件

継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額と比べて2.5%以上増加しており、かつ、以下のいずれかを満たすこと。

①適用年度における教育訓練費の額が前事業年度における教育訓練費の額と比べて10%以上増加していること。

②適用年度終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること。

* 教育訓練費とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のもので、具体的には、法人等が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などを指します。

* 経営力向上計画とは、中小企業等経営強化法に基づき、事業者がコスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。

◎税額控除額

雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の25%を税額控除します。ただし、調整前法人税額（個人事業主は調整前所得税額）の20%が上限です。

◆Q & A

Q. 本制度を利用する際、事前に書類の提出・届出等は必要？

A. 特段の手続きを行う必要はありません。ただし、法人税（個人事業主は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。

Q. 継続雇用者が0人の場合は適用できる？

A. 平成30年4月1日以降開始の事業年度については、適用できません。

Q. 新規設立で前事業年度がない場合は？

A. 平成30年4月1日以降開始の事業年度については、適用できません。